



日本共産党区議会議員清水菊美 こんにちは ニュース

ご意見・ご要望を、お寄せください。 2022年 4月24日
連絡先 清水菊美事務所 090-3342-3001
ホームページ <http://www010.upp.so-net.ne.jp/kikumihp/index.html>

詐欺が多発 注意してください

大森南、北糞谷、大森東などで、詐欺被害の情報が次々

事例1 息子だと電話がかかっ

てきたが、声が違うので問い直したら、「スマホを無くしたから公衆電話から。50万円すぐ必要、会社の人が取りに行く」と言われた。お金を用意して待っていたら若い男が来たので、「念のため写真撮らせて」と言ったら走って去った。お金はとられなかった。

事例2 警察と名乗る男性か

ら電話「あなたの銀行のカードがもれている。銀行の方と電話変わります」電話変わった女性「銀行です。念のために暗証番号言ってください」と言われ番号を言ってしまった。その後すぐ女性が家に来て、カードを持ち去る、すぐに銀行に行ったが250万円引き落とされていた。

事例3 若い男性が「ネットワー

ク料金が7000円〜5000円安くなる。そのためにお金を振り込む必要がある。お金は後で返す」と各家を訪問している。しかし、お金は戻ってこないようだ。

*清水菊美区議は4月19日防災対策特別委員会にて、防災課へ「被害の実態をいち早くつかみ、宣伝カー等で区民に注意喚起する事を提案しました。」

小・中学校の女子 トイレに生理用ナプ キンの設置を

清水菊美区議は第1回定例議会において、「安心して快適に学ぶことができる」「子どもたちの人権をまもるため」小中学校の女子トイレに生理用ナプキンの配備を提案しました。葛飾区、港区などでは既に実施。都立高校でも実施されています。

ロシアのウクライナへの 軍事攻撃やめよ！

3月12日蒲田駅西口宣伝

教育長は「保健室に常備していることを周知していく」と答弁しましたが、保健室に行けない女子への配慮がありません。一人一人に寄り添った丁寧な対応こそが教育の原点です。



災害見舞金

支給額等の変更

大田区は現行の災害見舞金及び宿泊場所提供者に対する謝礼金の支給額が、被害の実

態に対応するものとなつておらず、近隣の自治体との乖離がみられるため支給額を変更しました。4月1日から

したので評価しています。弔慰金や学用品費の増額、床下浸水への対応等、引き続き要望してまいります。

←左図参照

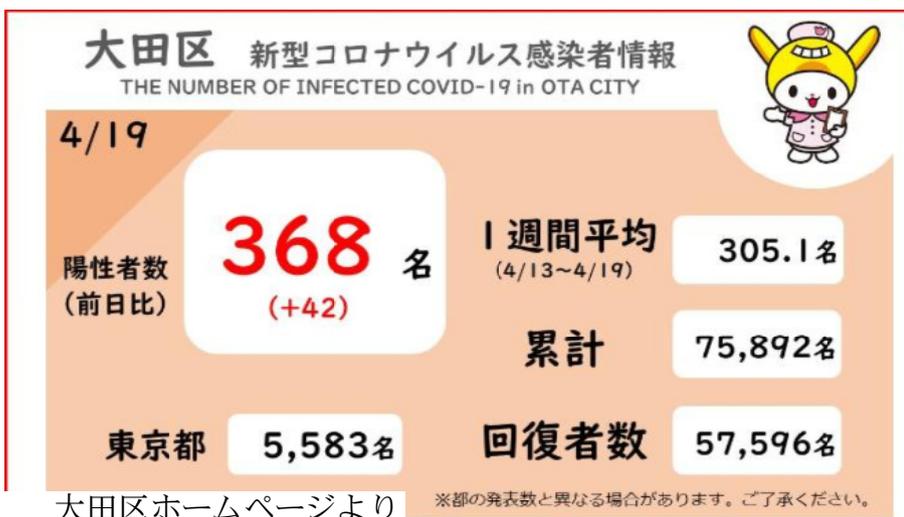
(1) 見舞金、弔慰金

被害の種類	被災程度	見舞金(新)	見舞金(旧)
住家の全焼・全壊	住家が全焼、全壊したもの	一般世帯 60,000円	1人 10,000円
		単身世帯 40,000円	
住家の半焼・半壊	住家が半焼、半壊したもの	一般世帯 40,000円 単身世帯 30,000円	
床上浸水	住家の居住部分の床上以上に浸水したもの	一般世帯 30,000円 単身世帯 20,000円	一世帯 20,000円
	火事による消火活動を原因とする浸水で、居住が困難であるもの		なし
事業所被害	店舗、事務所等に半壊以上の被害があった場合	一事業所 20,000円	一事業所 10,000円 (※浸水被害のみに支給)
死亡者		(変更なし)	弔慰金1人 50,000円
被災児童・生徒	全壊、半壊、全焼、半焼した住家の被災世帯構成員である小・中学校の児童又は生徒	(変更なし)	小学校児童 5,000円 中学校生徒 10,000円 を学用品購入費として支給する

(2) 謝礼金

名称	支給対象	謝礼金(新)	謝礼金(旧)
宿泊場所提供に対する謝礼金	火災等で、住家を失った被災者への宿泊場所提供に対し支給する。ただし、被災者の2親等までの親族は除く	被災者1世帯につき 1泊 10,000円	被災者1世帯につき 5,000円
旅館組合に対する謝礼金	火災等で、住家を失った被災者への宿泊場所提供に対し支給する	1泊1室当たり 10,000円	1泊1室当たり 5,000円

※下線部は新設



清水菊美区議 なんでも相談

毎週木曜日午後3時~5時
大森東4-34-17事務所
090-3342-3001

顧問弁護士による
法律相談 第4木曜日です。
電話にて予約をしてください。
(曜日や時間は調整できます。
お気軽に電話をください)